

第8回 四条通エリアマネジメント会議 説明資料



令和2年3月16日

1. 「四条通エリアマネジメント会議」について

(1) 設置の趣旨等

ア 設置趣旨

四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に伴い、四条通におけるエリアマネジメント組織として、関係事業者等が、適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組を行うとともに、タクシーや物流車両等の沿道アクセススペースの配置を検討するため、四条通エリアマネジメント会議を設置する。

イ 会議の公開について

第1回の会議において、会議の開催状況については、議論の内容をまとめた摘録を公表することによって、会議の内容を公開することとなった。

そのため、これまでの会議の配布資料及び摘録については、本市のホームページに掲載している。

ウ これまでの経過

第1回(平成24年 6月11日)	第2回(平成24年10月19日)
第3回(平成24年11月20日)	第4回(平成25年 9月19日)
第5回(平成26年 1月31日)	第6回(平成27年10月26日)
第7回(平成31年 3月31日)	

※第4回会議までは、「四条通沿道協議会」として開催。第4回会議において「四条通エリアマネジメント会議」に名称変更。

1. 「四条通エリアマネジメント会議」について

(2) 四条通エリアマネジメント会議における役割

団体名称	役割・活動
京都タクシー 業務センター	<ul style="list-style-type: none">・タクシー事業者への指導, 啓発活動・新規タクシー運転者への周知 など
京都府トラック協会	<ul style="list-style-type: none">・物流事業者への指導, 啓発活動・新規物流事業者への周知 など
四条繁栄会 商店街振興組合	<ul style="list-style-type: none">・商店街を利用する物流事業者や一般客等への周知・啓発活動・午前中集配の推進・新規店舗に対する周知 など
京都市	<ul style="list-style-type: none">・四条通エリアマネジメント会議及び部会の運営・不適切利用実態の把握及び各構成員への情報提供・違法駐車等の解消, タクシーのマナー向上, バスの定時運行のための啓発活動 など

1. 「四条通エリアマネジメント会議」について

(3) 巡回指導・啓発体制について

対象	活動団体	活動内容
車両 (一般・物流)	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車等防止指導員 (京都市:サービス事業推進室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道アクセススペースでの駐車車両に対する指導又は啓発(利用チラシの配布) ・沿道アクセススペース以外での駐停車車両に対する指導又は啓発(利用チラシの配布)
車両 (タクシー)	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー巡回指導員 (京都タクシー業務センター) ・違法駐車等防止指導員 (京都市:サービス事業推進室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー乗り場以外での客待ち車両に対する指導又は啓発(利用チラシの配布) ・タクシー乗り場からはみ出し駐車に対する指導又は啓発
自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車マナー向上キャンペーン(四条繁栄会) ・自転車安全利用促進啓発員 ※(京都市:サービス事業推進室) <p>※自転車安全利用促進啓発員は違法駐車等防止指導員と兼任(両方の資格あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・四条通の歩道上を通行する自転車への指導又は啓発 (四条繁栄会, サービス事業推進室, 自転車政策推進室) ・規制時間帯に四条通の車道を通行する自転車への指導又は啓発 (四条繁栄会, サービス事業推進室, 自転車政策推進室) ・四条通上の違法駐輪への警告札等の取付け (四条繁栄会, 自転車政策推進室)

2. 四条通における指導・啓発

(1) 違法駐停車車両防止のための取組

○中心市街地重点路線等クリア作戦（左：7月26日 右：1月31日）



○フリーペーパーを活用した周知・啓発



Leaf mini 12月号



○タクシー車内（ヘッドレスト）での周知啓発



2. 四条通における指導・啓発

(2) 四条通におけるタクシー駐停車実態調査①

<調査概要>

- 時期: 令和元年6月28日(金), 29日(土), 7月1日(月)
令和2年1月25日(土), 26日(日), 27日(月)
- 場所: 四条通の3地点(乗務員アンケートにおいて危険性が高いとされた箇所)
- 調査内容: 調査員が該当するタクシーの駐停車時間及びナンバー等を記録。
 - ① 四条木屋町 交差点 9:00~11:00 (交差点における駐停車)
 - ② 四条高倉 大丸前タクシー乗り場 12:00~14:00 (タクシー乗り場からはみ出し)
 - ③ 四条河原町 南東交差点付近 14:30~16:30 (交差点やバス停付近での駐停車)

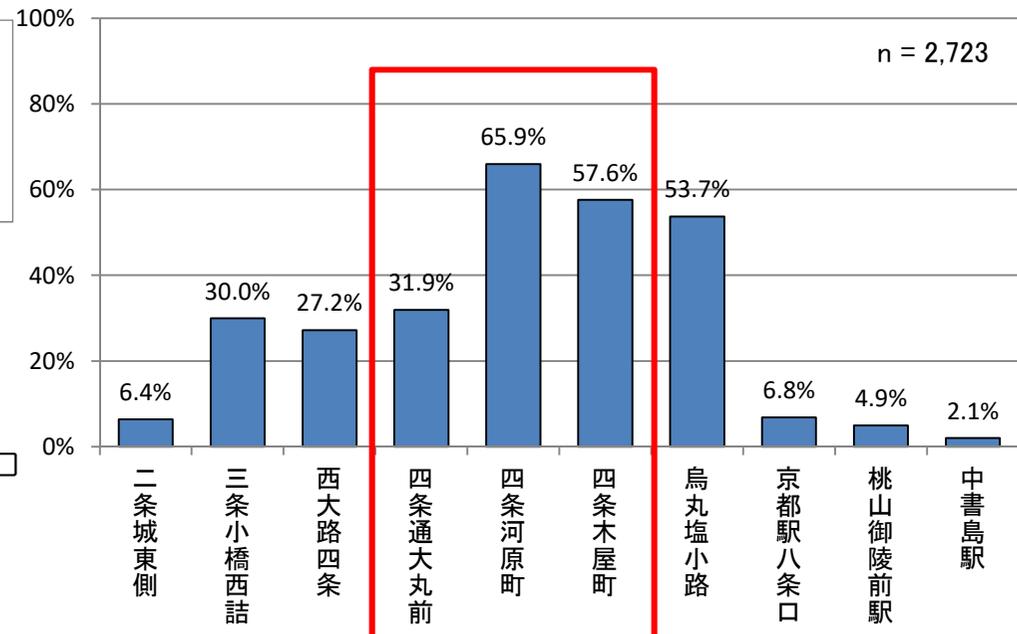
(参考)平成30年度タクシー乗務員向けアンケートより

他者のマナー違反をよく見かけ、危険を感じる場所

Q 他のタクシーの違法な駐停車により、進路を妨害されるなど、危険な目に遭ったり、見かけたりするなど、特に、危険だと感じるところはどこですか？

(選択肢)

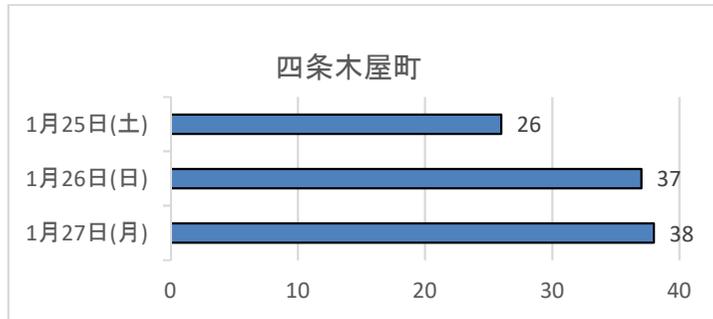
- A. 二条城東側タクシー乗り場
- B. 三条小橋西詰 C. 西大路四条交差点
- D. 四条通大丸前タクシー乗り場前
- E. 四条河原町交差点 F. 四条木屋町交差点
- G. 烏丸塩小路(京都タワー等) H. 京都駅八条口
- I. 近鉄桃山御陵前駅 J. 京阪中書島駅



2. 四条通における指導・啓発

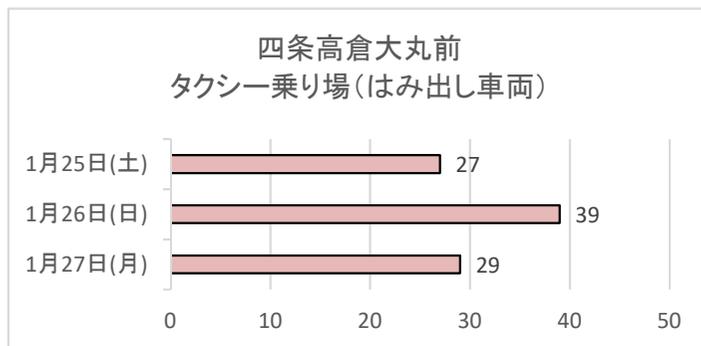
(2) 四条通におけるタクシー駐停車実態調査②

(単位 台 / 2時間)



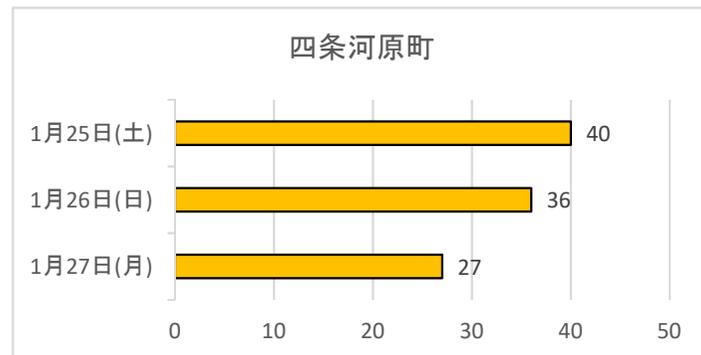
【①四条木屋町（交差点）：合計101台】

- ・ 阪急河原町駅の出口前に、タクシーが待機している状態が続いている。
- ・ 横断歩道上に停車するタクシーも多数あり。



【②四条高倉（タクシー乗り場）：合計95台】

- ・ はみ出し車両が原因でバスの運行に影響が出ているケースあり。
- ・ 指導員等の見回り等がある時間帯は規定の台数を超えた駐停車が減少するが、その後すぐに、はみ出し車両が発生



【③四条河原町（南東角）：合計103台】

- ・ 交差点やバス停付近で客待ちや乗降を行っているタクシーが多数あり。
- ・ バスがクラクションを鳴らして警告する場面が見受けられた。

3. マイカー流入抑制の取組

(1) 広報・周知啓発

○道の駅，SA・PAへのチラシの配架【秋・春】
(近畿圏の道の駅，SA等62箇所)



○デジタルサイネージを活用【春】
(大津SA, 宝塚北SA, 西宮名塩SA)



○迂回誘導看板，電光掲示板の設置及び国道情報板を活用した周知【通年】



(迂回誘導看板 19箇所)



(電光掲示板 15箇所)



(国道1号線, 171号線他)

3. マイカー流入抑制の取組

(2) 四条通の交通量（2018年と2019年の比較）

NEW

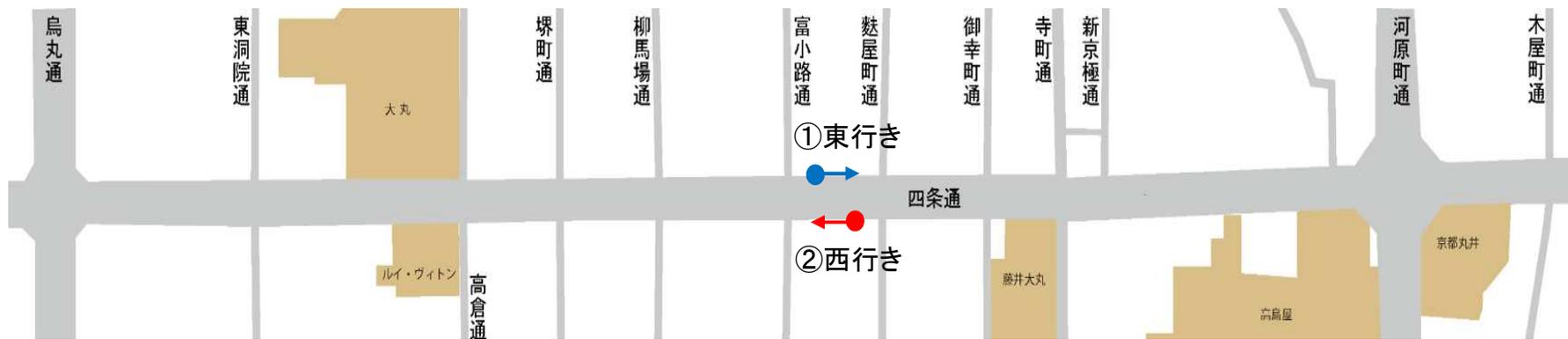
- 交通量は年間で約10万8千台，1日平均で約300台減少している。
- 東行に比べて西行の交通量の方が1日あたり500台程度多い。

① <年間交通量> 四条富小路東詰め（東行き）

2018年	2019年	増減	対前年比
2,570,441台	2,504,496台	65,945台減	97.4%

① <1日平均交通量> 四条富小路東詰め（東行き）

2018年	2019年	増減	対前年比
7,042台	6,862台	180台減	97.4%



② <年間交通量> 四条麩屋町西詰（西行き）

2018年	2019年	増減	対前年比
2,751,815台	2,709,609台	42,206台減	98.5%

② <1日平均交通量> 四条麩屋町西詰（西行き）

2018年	2019年	増減	対前年比
7,539台	7,424台	115台減	98.5%

資料提供：京都府警察本部

図 四条通の交通量

4. 沿道アクセススペースの利用状況

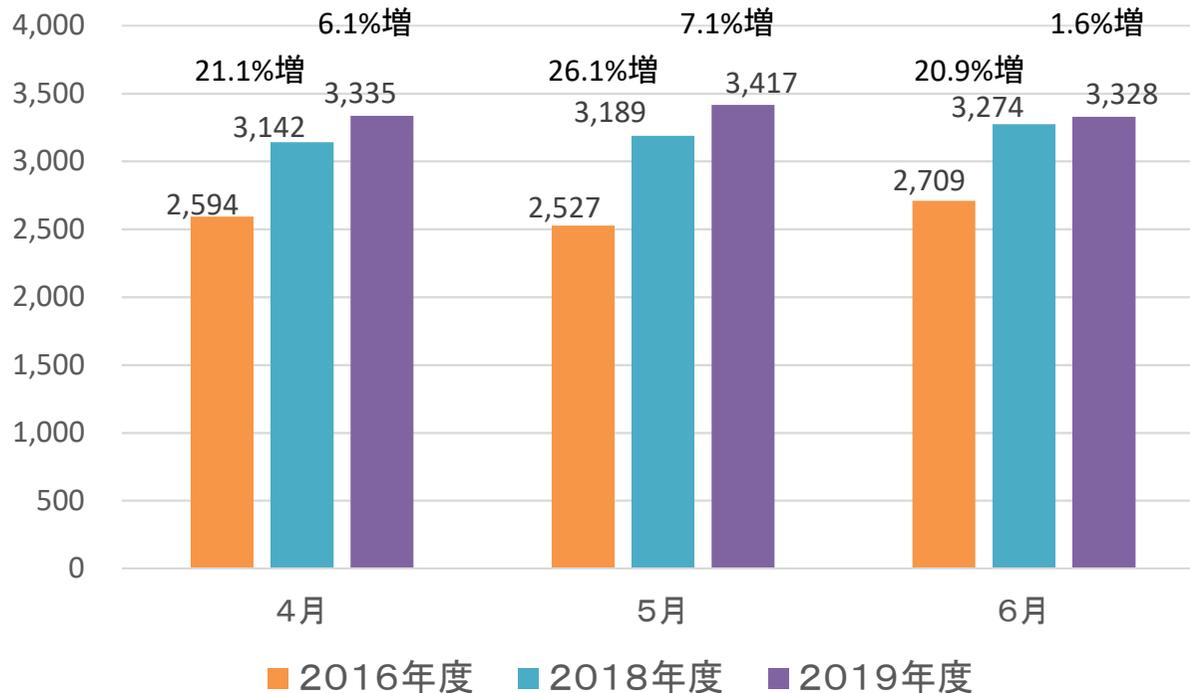
(1) 駐停車台数の推移

- 沿道アクセススペースにおける駐停車台数※は増加傾向にあるものの、伸び率は鈍化し、2019年度実績では1日あたり3,300台～3,400台で推移している。

※ 沿道カメラにおいて自動的に記録されたものを分析

沿道アクセススペースにおける1日あたりの駐停車台数

(単位:台)



沿道アクセススペース (15箇所)

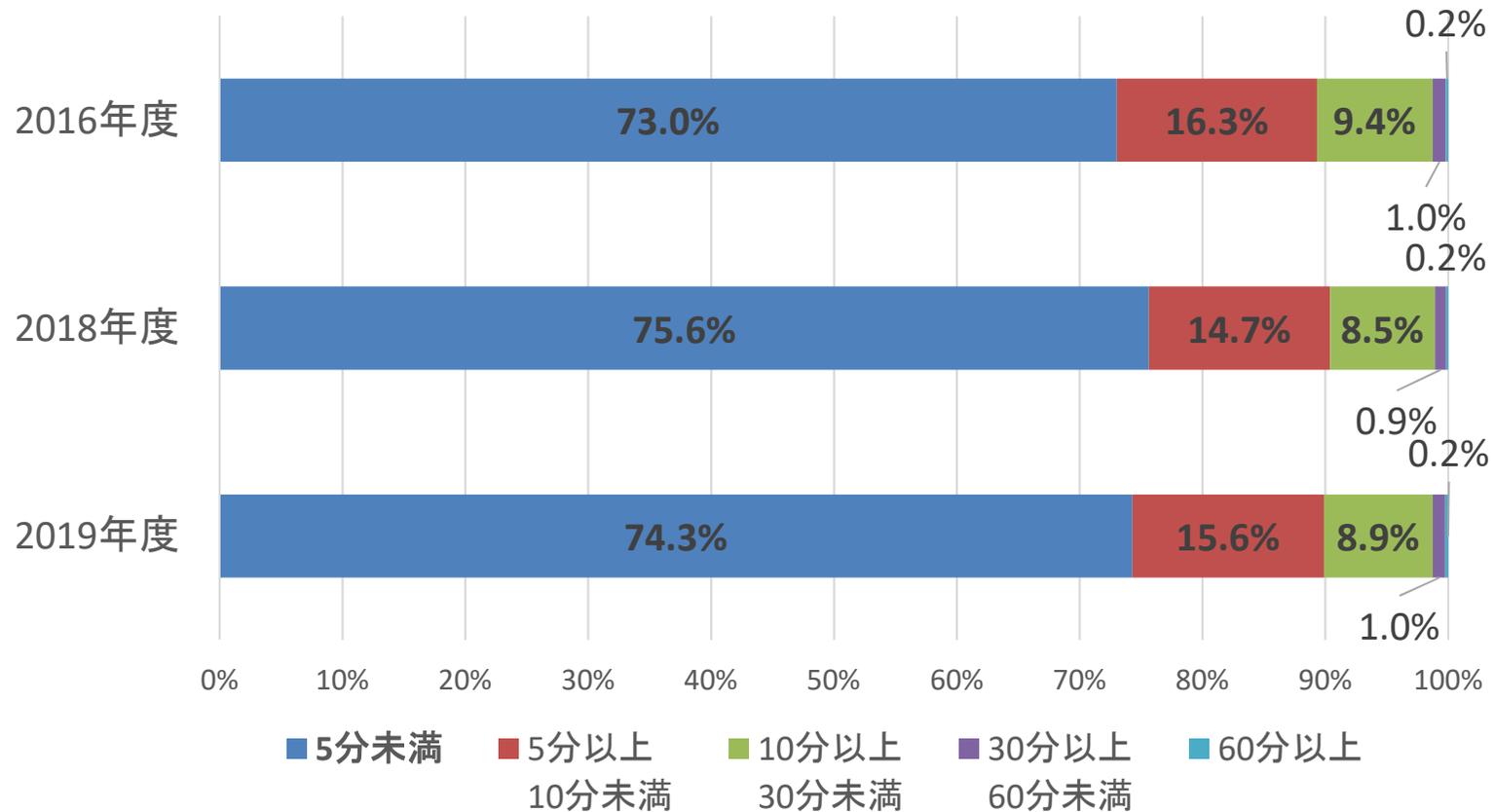
- 乗用車やタクシーでの乗り降り
- 5分以内の荷物の荷卸しによる停車が可能な停車スペース

※ いずれも、データは4-6月のもの

4. 沿道アクセススペースの利用状況

(2) 駐停車時間別割合比較

- 沿道アクセススペースにおける駐停車時間別の傾向は、大きく変わってはいない。
- 駐停車車両の概ね7割は、5分未満でスペースを退出。



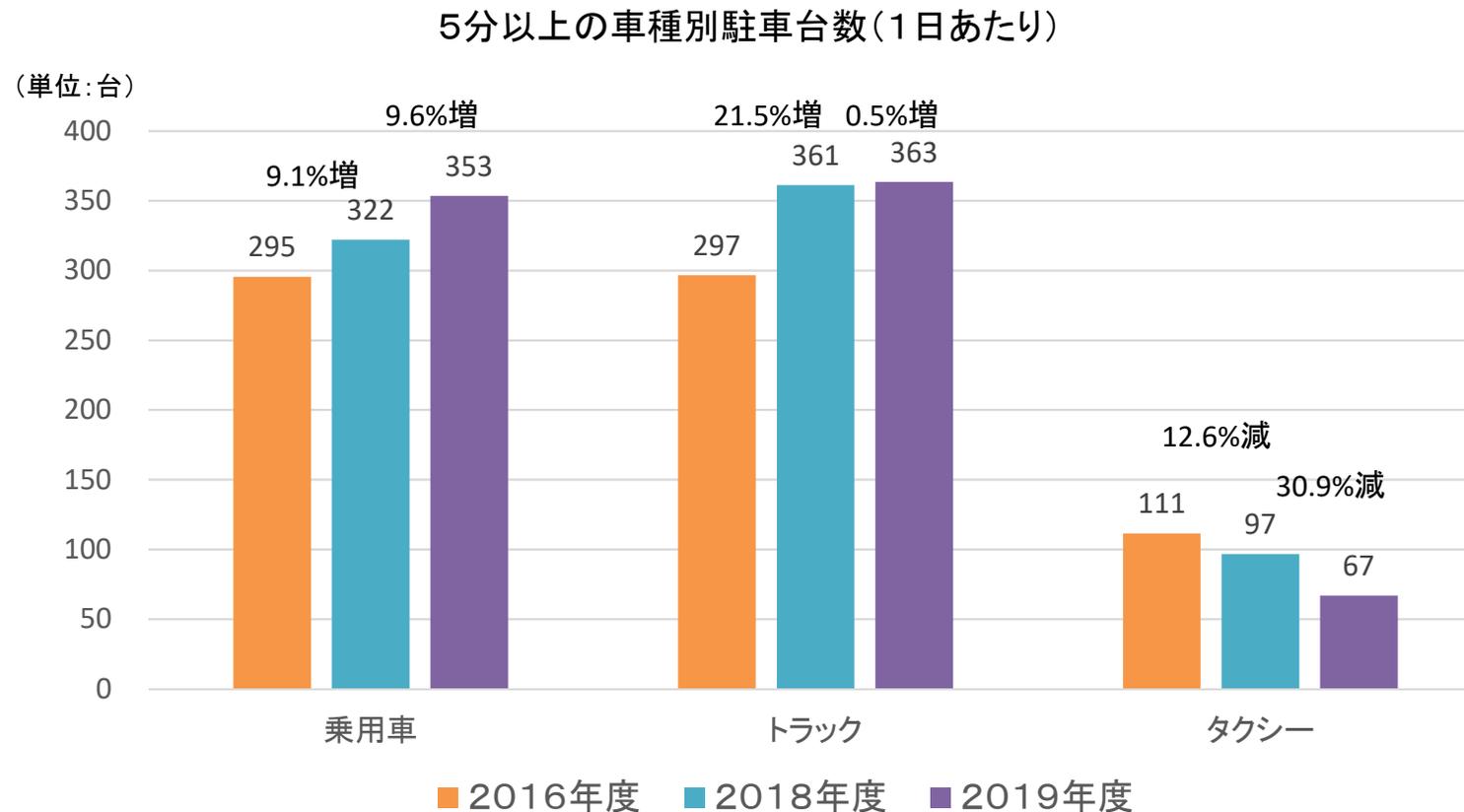
※ いずれも、データは4-6月のもの

4. 沿道アクセススペースの利用状況

(3) 5分以上駐車している台数の推移

- ・ 5分以上駐車している車両を車種別で分類すると、乗用車は増加傾向、トラックの増加率は鈍化、タクシーは減少傾向

※ 沿道カメラにおいて自動的に記録されたものを分析

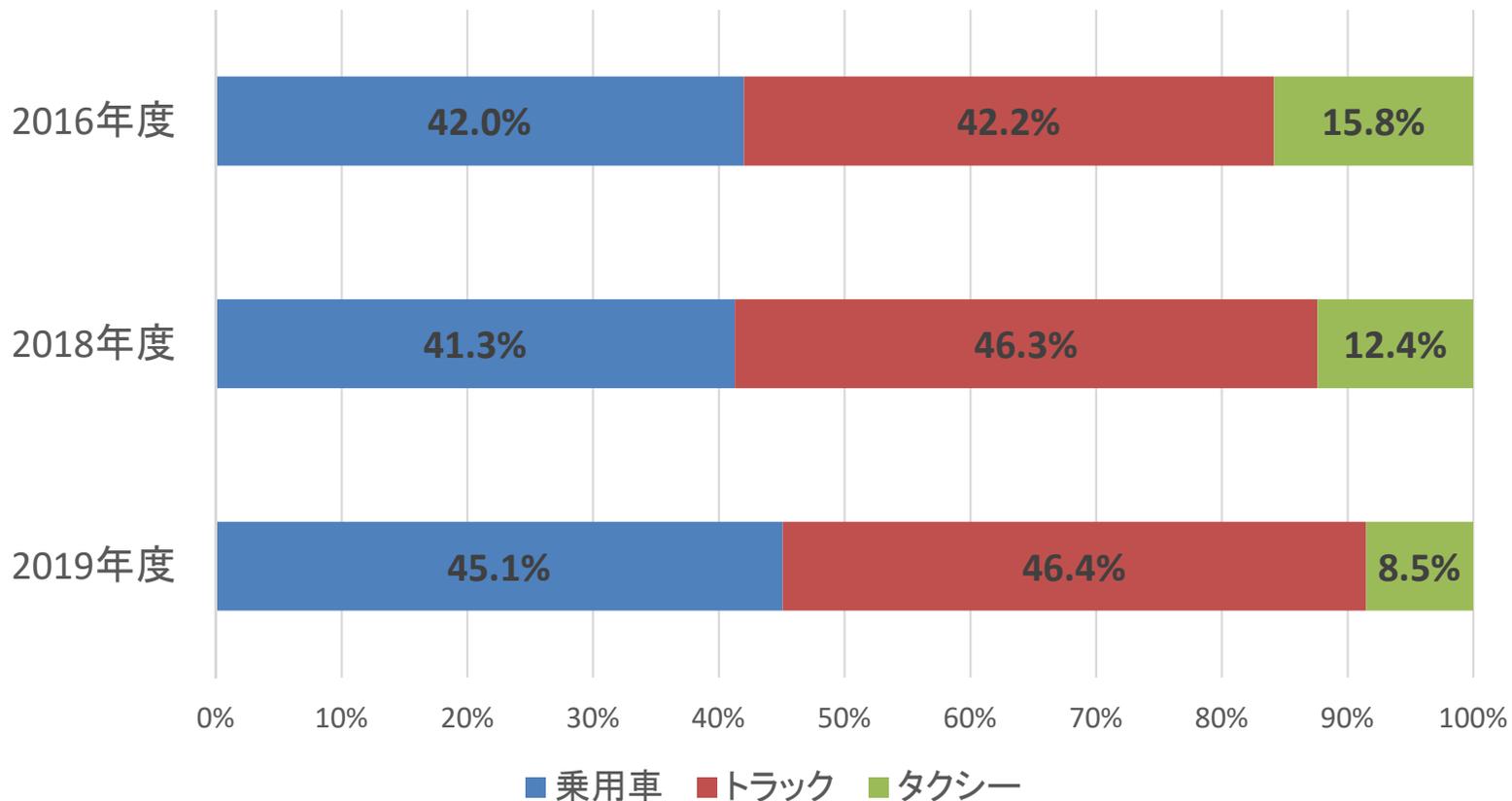


※ いずれも、データは4-6月のもの

4. 沿道アクセススペースの利用状況

(4) 5分以上駐車している車両の車種別割合

・5分以上駐車している車両の車種別割合は、トラック、乗用車は増加、タクシーは減少



※ いずれも、データは4-6月のもの

4. 沿道アクセススペースの利用状況

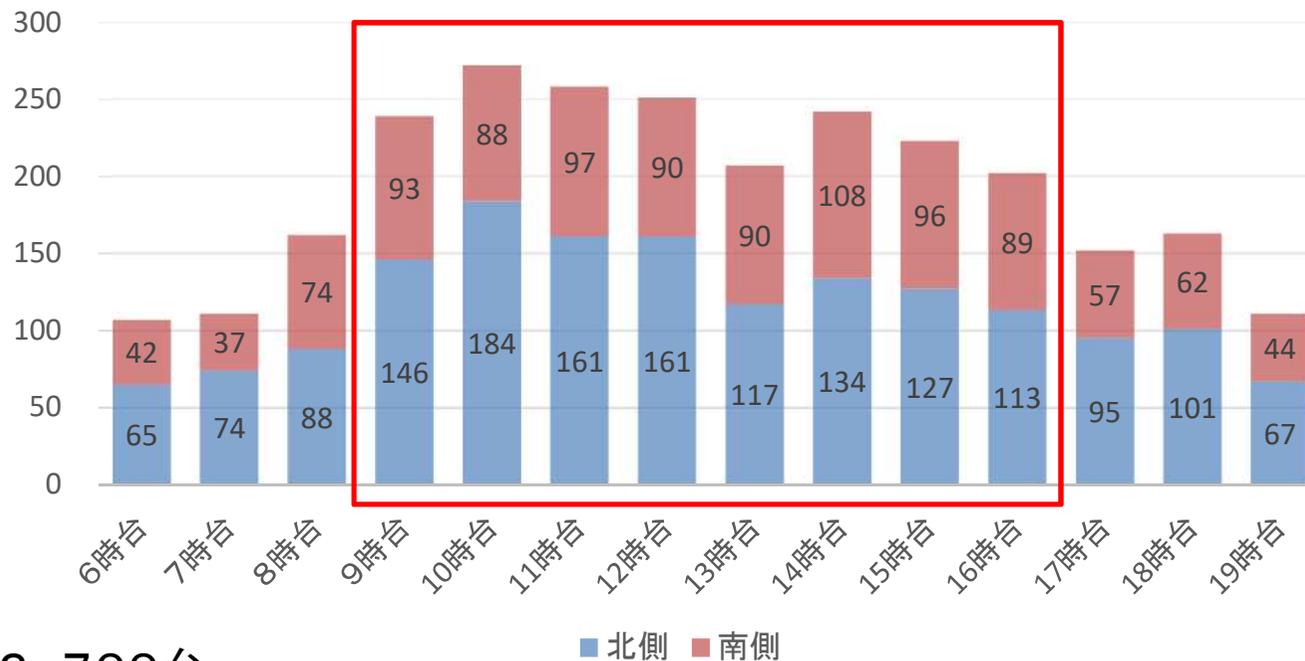
(5) エリア別停車状況 (令和元年10月1日(火) ①)

NEW

<前提条件>

- ・分析対象のデータは令和元年10月1日(火)の6:00~19:59の14時間
- ・分析対象の沿道アクセススペースは15箇所(北側8箇所, 南側7箇所)

1 南北エリア・時間帯別停車台数(6:00~19:59)



合計 2,700台

<エリア別> 北側:1,633台(60.5%), 南側:1,067台(39.5%)

<時間帯別> 9時台から16時台までの8時間で1,894台(70.1%)

4. 沿道アクセススペースの利用状況

(6) エリア別停車状況 (令和元年10月1日(火)②)

NEW

2 停車時間別台数(6:00~19:59)

		全車種	5分未満		5分以上	
1	高倉通-堺町通間(北)	138台	91台	65.9%	47台	34.1%
2	堺町通-柳馬場通間(北)	139台	102台	73.4%	37台	26.6%
3	柳馬場通-富小路通間(北)	213台	153台	71.8%	60台	28.2%
4	富小路通-麩屋町通間(北)	105台	88台	83.8%	17台	16.2%
5	麩屋町通-御幸町通間(北)	315台	235台	74.6%	80台	25.4%
6	御幸町通-寺町通間(北)	180台	128台	71.1%	52台	28.9%
7	寺町通-河原町通間(北)	240台	182台	75.8%	58台	24.2%
8	河原町通-西木屋町通間(北)	303台	239台	78.9%	64台	21.1%
9	東洞院通-高倉通間(南)	128台	83台	64.8%	45台	35.2%
10	高倉通-堺町通間(南)	174台	146台	83.9%	28台	16.1%
11	堺町通-柳馬場通間(南)	138台	100台	72.5%	38台	27.5%
12	柳馬場通-富小路通間(南)	155台	125台	80.6%	30台	19.4%
13	富小路通-麩屋町通間(南)	94台	75台	79.8%	19台	20.2%
14	麩屋町通-御幸町通間(南)	196台	143台	73.0%	53台	27.0%
15	寺町通-河原町通間(南)	182台	135台	74.2%	47台	25.8%
合計		2,700台	2,025台	74.9%	675台	25.1%

・5分未満の車両は2,025台(74.9%), 5分以上の車両は675台(25.1%)

<5分以上の車両675台の内訳>

物流車両:329台(48.8%), 乗用車:285台(42.2%), タクシー:54台(8%),
バイク他:7台(1%)

4. 沿道アクセススペースの利用状況

(7) 沿道アクセススペースの運用について

1 運用状況

- ・ 沿道アクセススペースの利用台数は増加傾向にあるものの、四条通の交通に影響を与えることなく、沿道アクセススペースが利用されている。
- ・ 沿道アクセススペースの利用実績が一番多い物流車両に目を向けると、多くの場合ドライバー一人で配達を行っており、集配のため車両を離れると駐車違反となるため負担がかかっている状況

2 物流業界を取り巻く情勢

- ・ 貨物の小口化、配達が多頻度化が進む一方で、業界全体で人手不足が深刻化しており、運転手や貨物の積卸に要する人員の確保が、今後困難となっていく見通し
- ・ 国においても、物流業界に従事する方の長時間労働是正を目的として、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し」など働き方改革、運び方改革の実現に向け取組が強化されている。(本市事例:御池通及び五条通の駐車禁止規制の緩和など)

3 今後の方向性(案)

- ・ 来年度以降、沿道アクセススペースの利用実態や四条通の交通量、周辺細街路の状況を把握したうえで、今後どのような運用が可能か検討を進めていく。